

研究会の議論項目（案）

平成 30 年の統計法改正から約 10 年が経過した。この間、本格的な人口減少社会が到来するとともに、A I 等のデジタル技術が急速に進展するなど、我が国を取り巻く環境は大きく変化しており、政府は、行政や社会における A I ・データの利活用を推進している。

このような中、社会の情報基盤である公的統計についても、統計データの更なる利活用が期待される一方で、統計調査員の高齢化やプライバシー意識の高まり等により、従来の調査手法を維持することが困難となってきた。

今般、こうした状況に的確に対応すべく、統計法等の見直しに向けた法制上の課題を整理するに当たって、本研究会では以下の項目について議論する。

I 公的統計の作成（統計データの利活用推進のための基盤整備）**（1）公的統計作成等への行政データの活用**

- ① 国及び地方等が保有する行政データの活用を促す規定の整備
（主な留意点）
 - ・ 統計の重要性や統計調査の必要性の国民への周知
 - ・ 統計作成等側の規律等（データ収集根拠・規律・行政データを使う強制力やインセンティブなど）
 - ・ データ保有者側への関与等（行政データを提供する意義の周知やインセンティブ、行政データの情報保護規定とデータ収集根拠の関係など）
- ② 審査の段階での行政データとの重複確認規定の整備
（主な留意点）
 - ・ 統計調査の必要性の確認
 - ・ 「合理的な」重複の許容
- ③ 地方公共団体から提供を受けた行政データの保護規定の整備

（2）公的統計作成等への民間データの活用

- ① 公的統計の作成に民間データを活用する場合の根拠となる規定の整備
（主な留意点）
 - ・ 行政データと民間データのデータ収集根拠やデータ保有者への関与の差異
 - ・ データ保有者に対する提供のインセンティブ
 - ・ データの利活用の類型ごとの提供ボトルネックの整理
- ② 総務省による各府省等の支援
- ③ 民間から提供を受けたデータの保護規定の整備

(3) 経済統計の基盤整備 (経済センサス・事業所母集団データベースの在り方等)

- ① 経済センサスの法定化
(主な留意点)
 - ・ 経済センサスの重要性和精度向上のための見直し
- ② 事業所母集団データベースの照会への回答義務化など精度向上のための見直し
(主な留意点)
 - ・ 事業所母集団データベースの重要性

II 公的統計の提供 (統計データの更なる利活用の推進)

(1) 事業所母集団データベースの機能高度化 (データリンケージなどの分析基盤整備等)

- ① 事業所 ID の記載・管理を各府省等に義務付け (厳格な運用)、ID 利活用に関する規律
- ② 事業所母集団データベースを利用することのできる範囲の見直し
(主な留意点)
 - ・ 利用目的、民間利用の是非や利用を認めるデータ範囲 (特に、研究やビジネス目的)
 - ・ 利用者への制度の周知、利用手続簡素化

(2) ミクロデータの利活用拡大

- ① 識別リスクに応じた提供類型の多層化 (匿名性の高い類型など (教育向けなど))
- ② 識別リスクに応じた提供範囲等の緩和 (民間への緩和等)
- ③ 提供方法のセキュリティに応じた情報管理規定の見直し (オンサイトやリモートアクセス等のセキュリティ技術の進展を踏まえた見直しや個人情報保護法の情報管理規定との平仄)
- ④ 識別禁止規定の整備
(主な留意点)
 - ・ 匿名性に関するセキュリティ技術の動向
- ⑤ 提供された行政データについて、調査票情報と同じく、二次的利用を可能とする規定の整備
(主な留意点)
 - ・ 提供される行政データの情報保護との関係

(3) AI等によるデータ分析に資する統計データの提供 (機械可読性、データ標準化等)

- ① 機械可読化の整備に係る規定の整備 (対象となる統計の範囲、求める機械可読性の水準等)
(主な留意点)
 - ・ 各府省のデータ整備の負担とのバランス
 - ・ 過去の統計データの機械可読化
 - ・ AI を活用した統計データの機械可読化の研究
 - ・ 統計表ごとの機械可読化 (ロング形式化等)
- ② 公的統計全般の品質表示に関する規定の整備 (統計作成方法の公表など)
(主な留意点)
 - ・ 業務統計や意識調査、地方の統計の扱いの差異
- ③ 統計データの提供方法の改善 (ダッシュボードの充実など)

Ⅲ その他

- ① ミクロデータの永年保存を可能とする規定の整備
- ② 統計作成プロセスへのAIの組込・ガバナンス
(主な留意点)
 - ・ 他分野の動向を踏まえた統計の規律